

## 平成29年度公益財団法人取手市健康福祉医療事業団事業計画

### I 基本方針

当事業団は取手市域における高齢者等の健康・医療・福祉に関する総合的な向上に寄与することを目的としています。その目的を果たすべく、高齢者等への総合的な介護事業を進めてまいります。具体的には、地域包括ケアシステムの一翼を担うために、生活困難者等の方々への施設利用を含めた福祉サービスの向上や、高齢者ケアサービスの要として地域包括支援センター事業で、地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制の推進、介護予防の必要な援助等を行ってまいります。また、地域に根差した介護老人保健施設の運営につきましても、一層充実させた取組みを行いサービスの向上に努めてまいります。市域における高齢化がますます進んでいる現状を鑑み、地域福祉の一翼を担うべく以下の理念のもとに鋭意努力してまいります。

#### <理念>

- 1 ご利用者様の尊厳を守ります。
- 2 安全に配慮しながら、ご利用者様の生活機能の維持・向上を目指し、総合的に支援します。
- 3 ご家族や地域の人々・関係機関と協力し、安心して自立した在宅生活が続けられるように支援します。

#### <実践内容>

ご利用者様のケアの実践としてTHF運動を推進して、安心安全のケアサービスを提供いたします。

- 1 Thinking care ご利用者様の立場に立って考える介護
- 2 Hugging care ご利用者様の考えに寄り添う介護
- 3 Follow up care 在宅復帰後もつながりを持ち最後まで関わっていく介護

### II 公益事業

- 1 介護老人保健施設サービス及び短期（予防）入所療養介護サービス（ショートステイ）の運営

#### (1) 生活困難者への支援を目的とした介護老人保健施設の運営

社会福祉法に定める第2種社会福祉事業（自己負担費用の無料又は低額）を行う介護保険施設を運営しています。これは、生活困難者に対する支援や利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図ることを目的として、利用料の一部

を減免しているものです。今年度も地域福祉の一翼を担い、公共性・公益性を高めてまいります。また、短期（予防）入所療養介護サービスでは施設の空きベッドを短期間利用し、在宅生活における身体的機能の低下の予防や家族の介護負担の軽減を目的に事業を行っています。また、短期入所療養介護サービスも、生活困難者への支援を目的に減免規程を定め、利用料の一部を減免するサービスを実施しています。今年度も安心して在宅生活が営めるよう、サービスの向上に努めてまいります。

## （2）介護老人保健施設の運営

＜強化型老健の定着と選ばれる介護施設になるために＞

介護老人保健施設の特徴は、何と云っても、医師、看護、介護、理学・作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等の多職種がご利用者の身体機能に合ったケアプランを立案し、リハビリテーション等を行い、自立した在宅生活が営めるようにする施設であります。昨年度から進めている強化型老健施設の指針である在宅復帰率5割の推進と、地域で選ばれる介護施設になるために、独自の施設評価制度を確立して、一層のサービス向上を目的とした施設の体制・整備に努め、地域包括ケアの要となれるように以下の項目を中心に事業展開してまいります。

### ① 家族会

ご家族からの施設評価軸としての意味合いや、日頃からの悩みを話し合っていく機会を作り、情報の共有の場としての機能を強化してまいります。具体的には、夏・冬に開催する行事（夏・冬まつり）の時と6月、11月、2月に開催してまいります。

### ② 安全衛生の管理

#### （ア）リスク管理の徹底

要介護状態の高齢者は免疫力の低下を伴っているため、健康・安全両面でハイリスクグループであり、また施設は、集団生活という状況に起因するリスクや、地域に開かれた施設であるがゆえのリスクを常に抱えています。安心してご利用いただけるよう、安全衛生委員会を中心にリスク管理を徹底してまいります。

#### （イ）感染症対策の推進

地域に開かれ不特定多数の方がご利用される施設では、常に感染性病原体が持ち込まれる危険をはらんでいます。その危険を最小限にとどめ、まん延を防止するため、各種整備された感染症対応マニュアルをもとに、対策チームを中心に管理徹底を行っています。今年も引き続き、標準予防策（スタンダ

ード・プリコーション)の徹底を図り、感染予防備品(マスク・手袋等)も十分に備蓄し対応してまいります。特にインフルエンザ(新型・季節性)対策としては、ご利用者様及び職員全員の予防接種を行い、迅速診断キットや医薬品の備蓄を引き続き万全にいたします。また、レジオネラ症防止対策として、浴槽及びそれに付随する機器・給湯水・冷却塔の定期的な清掃・点検・細菌検査を引き続き実施いたします。

(ウ) 事故等への対応

現在、施設内での事故防止対策として安全衛生委員会を設置して、ひやりはっと報告に基づいて、各事例を多方面から分析検討し、事故予防の対策を図っております。事故が起きてからではなく、未然に防ぐため、ご利用者様個別のアセスメントのみならず、ケアプラン・介護状況・環境・連携体制に至るまできめ細かく検討し、ご利用者の皆様に安心安全のサービスの提供ができるように引き続き努力してまいります。

④ 個別ケアの充実

THFケアをより実践化させたユマニチュード(ご利用者様の目線で正面から見つめ・優しい前向きな事を何度も話しかけ・ご利用者様と触れ合いながら・寝たきりにならないようになるべく立位保持を促す。以上4つの介助方法を用いた手法)を柱にした介護を実践してまいります。また、老人保健施設の特徴の一つでもある多職種(医師、看護職、介護職、理学・作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、管理栄養士、ケアマネージャー等)協働でご利用者様の個別ケアの充実を更に高めてまいります。

(ア) 要介護状態の重度化への対応

胃ろう・CV挿入者へのケアの充実を図ってまいります。

(イ) ターミナルケア(エンドオブライフケア)の充実

毎月のターミナルケア委員会を中心に、ご利用者様及びご家族の皆様に安心してより良き終末期ケアの提供ができるよう充実させてまいります。

⑤ 「食」に関する安心安全サービスの充実

施設の生活の中で、ご利用者様が一番楽しみにしているものの一つとして食事が挙げられます。管理栄養士の管理のもと、安全な食材料の提供のため品質管理を徹底して適切な食事摂取が行われるよう支援します。また、より一層食を楽しんで頂けるように様々な企画を立ててまいります。

<食事プロジェクト>

- ・すし祭り
- ・ステーキ祭り

- ・毎月のお楽しみ献立の拡充
- ・流しそうめん祭り（夏期に実施）
- ・毎月のイベント（乳製品・フルーツ・ケーキ等）
- ・2選択メニューの実施（おかずを2種類から選択できるサービスです。また、通所限定サービスではデザートや付け合わせを2種類の中から選択できるサービスもあります。）

#### <認知リハビリを兼ねたクラブ活動>

- ・調理クラブ 献立から買い物，調理とご利用様がすべてを行っていくクラブ活動です。
- ・パンクラブ 毎月ご利用様と一緒に様々なパンを焼き上げます。
- ・ヘルシークッキング 普段補えない栄養を摂取できるようにしたクッキングで，全国の有名店のお菓子に見立てて提供しています
- ・外出してのランチ 買い物やランチを楽しんでもらう外出会で，支払いも含めご利用様に全てを行っていただいています。

#### ⑥ リハビリ専門施設としての更なる充実

在宅復帰施設としての要であるリハビリを更に充実して，安心して在宅生活ができるように支援いたします。また，本年度より在宅復帰されたご利用者様のご自宅に訪問し，生活面でのフォローアップを中心に在宅復帰後のサポート体制を充実させ，安心して生活できるようしてまいります。

#### (ア) リハビリテーションの多様化

様々な状態に合わせたリハビリテーションを行い，身体機能の維持向上を目指します。

##### <個別生活動作療法>

摂食及び嚥下練習，関節可動域運動及びポジショニング（姿勢維持のための練習），起居動作練習，ベッドサイドでの起立・立位保持練習，移乗動作練習，歩行練習，トイレ動作練習，床上動作練習，階段（段差）昇降練習，家事動作練習

##### <物理療法（疼痛の緩和）>

ホットパック（湿式・乾式），マイクロ波，低周波，足浴

##### <浮腫療法>

リンパマッサージ，メドマー（治療器械），筋力増強運動（マシンを使った練習を含む），足浴

##### <個別及び集団での認知療法>

リアリティーオリエンテーション（見当識の訓練），学習療法，回想法，運動療法，リラクゼーション・マッサージ療法，作業療法

### <音楽療法>

歌うことや楽器を使用して、音楽の持つ生理的・心理的・社会的働きを、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上に向けて、意図的、計画的に行います。

#### (イ) 機器の拡充

リハビリテーション機器や物理療法機器を使用し、身体機能の維持向上を目指します。

#### (ウ) 在宅復帰のご利用者様への退所前後訪問の実施

在宅復帰されるご利用者様のご自宅に退所前後に訪問して、快適な生活が営めるように専門職の観点から必要なサービス計画を立案します。

## 2 通所リハビリテーションサービスの運営

### ① 通所リハビリテーションサービスの運営

在宅生活の維持及び家族の介護負担の軽減を目的に実施しています。具体的には、通所リハビリ計画に基づき、心身の機能の維持回復を図ることを目的に、医師、看護職、介護職、理学・作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等がリハビリを実施しています。また、通所リハビリテーションサービスも生活困難者への支援を目的に減免規程を定め、利用料の一部を減免するサービスを実施しています。本年度も安心して在宅生活が営めるようサービスの向上に努めてまいります。

### ② 通所リハビリテーションの概要

在宅生活の要である通所リハビリテーションは、他の通所サービスとは異なり医師、看護職、介護職、理学・作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士等の多職種が、個別ケアプランに基づきリハビリテーションを実施しています。また、単にリハビリテーションの提供だけでは通う楽しみも半減してしまいます。そうした観点より、ご利用者様にご満足していただけるように各種イベントを開催して、楽しみながらリハビリが行えるサービスの提供に努め、継続したリハビリテーションの効果で身体機能の維持向上に努めてまいります。

#### <個別生活動作療法>

関節可動域運動及びポジショニング（姿勢維持のための練習）、起居動作練習、移乗動作練習、歩行練習、トイレ動作練習、床上動作練習、階段（段差）昇降練習

#### <物理療法（疼痛の緩和）>

ホットパック（湿式・乾式）、マイクロ波、低周波、足浴

#### <浮腫療法>

リンパマッサージ、メドマー（治療器械）、筋力増強運動（マシンを使っ

た練習を含む)、足浴

<個別及び集団での認知療法>

リアリティーオリエンテーション(見当識の訓練)、学習療法、回想法、運動療法、リラクゼーション・マッサージ療法、作業療法

<音楽療法>

歌うことや楽器を使用して音楽の持つ生理的・心理的・社会的働きを、心身の障害の回復、機能の維持改善、生活の質の向上に向けて、意図的、計画的に行います。

<機器の拡充>

リハビリテーション機器や物理療法機器を使用し、身体機能の維持向上を目指します。

<各種イベント等>

ご利用される皆様に喜んでいただけるイベント等を立案して、通う楽しみを提供し、継続したリハビリの提供ができるようにしてまいります。

外出会・・・普段外出して買い物等ができないご利用者様へ、買い物等の機会を提供するサービス。(年14回予定)

月例会・・・毎月イベントを開催して、通う楽しみを提供します。

クラブ活動・リハビリの一環でもある約10種のクラブ活動を更に充実させ活動意欲の向上に努めます。

### 3 地域包括支援センター事業の運営

<目的等>

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して住み続けられるよう、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアシステムの構築を実現することを目的とし、介護保険法施行規則第140条の6第2項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業の実施に係る方針に基づき運営します。

(1) 日常生活圏域ごとのニーズに応じて重点的に行う介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業

#### ① 第1号介護予防支援業務

(ア) 高齢者の状態にあった目標を設定し、その達成のための介護予防ケアプランには、地域支援事業のみならず、地域の社会資源を活用して、高齢者が無理なく地域に溶け込みながら、目標を達成できるように努めます。

(イ) 定期的に目標の達成度についての評価、見直しを行い、高齢者の気持ちに寄り添いながら次の段階に進めるよう支援します。

## ② 総合相談支援業務

- (ア) 介護保険サービスのみならず、地域の保健・福祉・医療サービス、ボランティア活動、地域の支え合いなど、制度の枠組みや領域を超え、多様な社会資源を有機的に結び付け支援します。
- (イ) 担当圏域の最新の社会資源情報の収集、各機関や事業者、利用者のニーズ把握、相談内容の分析などを通じて、地域のニーズの把握に努めます。
- (ウ) 高齢者の認知症に関する相談に積極的に対応し、関係機関との連携を図り、適切な支援につなげます。
- (エ) 地域から孤立している高齢者や、重層的課題を抱えている世帯の発見に努め、支援が必要と思われる高齢者の情報が寄せられやすい体制を構築し、見守り体制の強化を図ります。
- (オ) 本人・家族、地域住民や関係者からの相談、要請、情報提供を受けたときは、的確迅速な実態把握を行い、必要な支援に結びつけます。

## ③ 権利擁護業務

- (ア) 高齢者の権利擁護に関する相談に応じます。
- (イ) 高齢者の虐待の通報窓口であることを、市民に広く周知するとともに、通報を受理した場合は速やかに取手市に報告し、対応します。また、対応記録等は速やかに取手市に提出します。
- (ウ) 虐待事例は定期的にモニタリングを行い、終結の判断を行うとともに、必要に応じて包括的・継続的ケアマネジメントに移行し、継続的に支援します。
- (エ) 経済・疾病・障害・親族等の問題を重層的に抱えているケース、精神疾患関連ケース、医療必要度の高いケース、多くの関係者が関わるケース等、問題解決が困難とされるケースについては、速やかに実態把握を行うと共に、関係機関とケース検討会を実施し、問題の共有化と早期解決に向けての方針、支援に当たっての役割分担を明確にします。
- (オ) 消費者被害や振り込め詐欺被害を未然に防止するため、社会福祉協議会、民生委員、介護支援専門員、警察等の多様な社会資源から情報収集に努めるとともに、消費生活センター等と連携し、被害の未然防止に努めます。また、被害相談があった場合、消費生活センターや警察等の適切な関係機関を紹介します。

## ④ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- (ア) 社会福祉協議会、民生委員、医療機関、警察等の多様な社会資源と連携し、取手市と共に地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。
- (イ) 各地域で定例的に開催される、民生委員の会議に参加し、地域の高齢者が安心して暮らせる地域のネットワークづくりを行います。また、その他、地

域で開催される会議等に積極的に参加します。

- (ウ) ケアマネジャーや介護サービス事業者等との情報交換会を開催し、地域の介護事業サービス機関との連携強化の支援を行います。
- (エ) 支援困難事例を抱えるケアマネジャーへの支援と、居宅サービス計画作成の技術的指導を通じて、ケアマネジャーのケアマネジメントを助言・指導します。(給付の適正化や要介護度の維持・改善という視点も加味して行います。)
- (オ) 医療必要度の高い高齢者の相談に対しては、医療職が相談に対応するなど、専門的なアドバイスや、病院の医療ソーシャルワーカーとの連携や在宅医療の推進を図るため、多方面から対応できる体制作りを行います。

#### ⑤ 生活支援体制整備事業

- (ア) 介護予防・日常生活支援総合事業の体制整備について情報共有、連携強化等を行います。
- (イ) 住民団体など多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による資源開発等を推進するため、定期的な情報の共有及び連携の強化を図ります。

#### (2) 医療機関、介護事業者、民生委員及びボランティア等によるネットワークの構築

- ① 関係機関等による地域ケア会議等を実施し、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの実施、地域課題の把握や課題解決のための地域包括ケアシステムの構築を行います。
- ② 関係機関等による会議の目的に応じて構成員を検討・調整し、地域の関係者との連携を強化し、地域の特性に応じた地域包括支援ネットワークを構築し、日常的に連携が図られるようにします。

#### (3) 介護予防にかかるケアマネジメントの実施方針

介護予防・生活支援サービス事業の活用に加えて、一般介護予防事業として実施してボランティアなどが行っている、シルバーリハビリ体操やチューブ体操など、住民主体の通いの場の活用を促進します。また、げんきサロンやお休み処などの高齢者の憩いの場も活用します。

#### (4) 介護支援専門員に対する支援及び指導の実施方針

介護支援専門員は、要介護者が必要な介護サービスをマネジメントする重要な職務であるため、利用者の要介護度や状況を分析し、利用者の立場にたった計画づくりが出来るよう、ケアマネジメント及び予防マネジメントに関する研修会や情報交換会の開催し、資質の向上を図ります。



(5) 地域ケア会議の運営方針

地域の医療機関、介護関係者、地域住民などが参画し支援困難課題等を話し合う地域ケア個別会議を開催し、地域における社会資源の把握、発掘や課題抽出を行います。

(6) 取手市との連携方針

取手市と地域包括支援センターの連携を図るため、定期的に連絡会を開催します。

(7) 公正・中立性を確保するための方針

高齢者福祉事業・介護保険事業の適正な推進を目的とした「取手市高齢者福祉・介護保険事業運営委員会」において、地域包括支援センターの事業内容について事業評価を引き続き行っていきます。また、事業評価を行うことで地域包括支援センターが提供するサービスの質を十分確保していきます。

(8) その他

その他必要と認める事業等については、取手市が別途定めることとします。

(9) 指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業

- ① 指定介護予防支援業務は、介護保険法第115条の22の規定により、取手市の指定を受け実施します。
- ② 新規に基本チェックリストに該当した事業対象者、要支援認定を受けた高齢者及び、要介護から要支援になった高齢者に対して、自立支援に基づいた適切な介護予防ケアマネジメントを実施します。
- ③ 介護予防ケアプランについては、地域包括支援センターの管理者が定期的に点検し、適切に実施します。

4 職員の処遇改善

社会問題となっている人材の不足を解消するために、今まで以上に働く人が魅力を感じる職場作りを目指し、以下の充実を図ってまいります。

① 人事考課

キャリアパス（職員の資格や能力、勤続年数等に応じて、具体的な処遇アップやポスト、役職（処遇や役職のステップアップ経路）を決める等級制度）を確実に実行し、職場において自己を十分に発揮できるように職員のやる気を鼓舞し

てまいります。

## ② 職員教育制度の充実

職員教育制度を充実させ、新人職員からベテラン職員に至るまでサービス提供者のプロとしてふさわしい人材になるための教育プログラムをさらに充実させた、キャリア段位制度（業務の中で現在わかる（知識）こと、できる（実践的スキル）ことを詳細に分析及び評価して、次のステップに進むためには何が必要かを、目に見える形で指導実践していくもので、その熟練度＝7段位に評価する制度）の導入を進めてまいります。また、他の先進施設への実務研修や勉強会等の拡充、外部研修会・老人保健施設協会の全国や県大会での研究発表等へ参加し、看護・介護・リハビリ等のスタッフ間で技能向上に努めた交流を図ってまいります。

## ③ 奨学金制度

職員のスキル向上を目的とした奨学金制度を充実させ、資格取得を支援し、より良いケアの提供に努めてまいります。

## ④ 健康管理部による健康管理の徹底

介護施設で働く職員環境の改善や職員の健康管理を目的に、産業医の指導のもと、積極的かつ効果的に職員の健康管理に努めてまいります。

### （ア）健康管理活動

- ・ 定期健康診断実施後の産業医による保健指導及び健康相談
- ・ 労働安全衛生法に基づくストレスチェック

### （イ）教育活動

- ・ 産業医による健康セミナー
- ・ メンタルヘルスセミナー

### （ウ）健康づくり活動

- ・ 健康ニュース（新聞）の発刊
- ・ 職員への健康セミナー参加等推進活動

## ⑤ 職員の福利厚生

- ・ 職員の働く意欲やスキルアップを鼓舞するための奨学金制度の継続
- ・ 資格取得のための支援
- ・ 資質向上のための研修、技術指導等による職員の能力向上
- ・ 休暇制度の充実による、ストレス改善
- ・ 福利厚生室の拡充

5 高齢者の公衆衛生に関する指導相談事業

① 「緑寿荘セミナー」の開催（自主事業）

一般市民を対象に、健康的で、できる限り要介護状態にならないために、健康維持に関する各種講座を開催し、地域高齢者へ健康維持の啓発活動を行ってまいります。

② 「認知症予防セミナー」の開催（自主事業）

一般高齢者を対象に認知症予防セミナーを開催し、認知症に関する啓発及び認知症予防のための講義やトレーニングを実施してまいります。

③ 「介護教室」の開催（自主事業）

老人保健施設は在宅復帰を推進する施設であります。その際、大事になってくるのはご自宅での介護方法です。ご家族様の目線に立ち、排泄・入浴・食事等の基本の介護技術を学び、安心して在宅復帰できるように支援してまいります。

④ 「きらり笑顔教室」の開催（受託事業）

取手市からの受託事業で、一般高齢者に運動能力の向上、栄養改善、口腔ケア、閉じこもりの予防等に関する講習会を専門家の指導のもと実施してまいります。

⑤ 「元気ハツラツ教室」の開催（受託事業）

取手市からの受託事業で、高齢者の方で運動機能の低下が見られる方に、運動機能の向上を目的とした介護予防事業を専門家の指導のもと実施してまいります。

⑥ 相談援助事業（自主事業）

（ア）緑寿荘セミナーの開催

介護予防事業で得られた市民のニーズを踏まえ、健康に関する相談援助講演会「緑寿荘セミナー」を定期的で開催し、相談や援助等、健康発信の中核施設としての役割を果たしてまいります。

（イ）健康なんでも相談の実施

電話やFAXを利用して、取手市民の方の健康に関する相談を受け付け、迅速に具体的解決方法を相談者へ回答いたします。

### Ⅲ その他の事業

#### <居宅介護支援事業>

高齢者が可能な限り居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、支援を行ってまいります。そのためにも専門性の高い介護支援専門員を育成し、地域社会に信頼される事業所の体制作りを目指します。また、地域の高齢者の情報窓口である民生委員等の皆様と今まで以上に情報を共有し、安心して生活できるよう支援してまいります。

#### 1 地域に信頼される居宅介護支援事業所として

- (1) 定期的な会議を通じて各介護支援専門員のケース情報を共有し、いつでもバックアップを行えるチームケアの体制を構築してまいります。
- (2) 24時間の相談体制により、ご利用様が安心して在宅での生活が継続できるようにしてまいります。それと同時に、緊急時に対応できるように対処してまいります。

#### 2 多様なニーズを持つご利用者様に対応できる介護支援専門員の育成

- (1) 計画的な事業所内研修の実施により、個々の知識と援助技術を深めてまいります。
- (2) 各種研修会等へ積極的に参加し、地域の介護支援情報の把握・介護保険制度の変化等の情報を収集し、適切な援助を行えるようにしてまいります。

### Ⅳ 設備・修繕計画等

長期修繕計画に基づき計画的修繕を実施して、安心安全に施設をご利用いただけるように次の修繕等を計画しています。

- ①地下空調設備修繕（エアハンドリングユニット）
- ②経年劣化に伴う定期的な設備機器類の交換や修繕

### Ⅴ 会計別予算計上

#### 1 法人会計

- ① 公益財団法人の管理運営
- ② 理事会・評議員会の実施

#### 2 介護老人保健施設会計

- ① 介護老人保健施設入所・短期入所・通所リハビリテーション等の事業運営
- ② 季節行事の実施（入所・通所）夏まつり・冬まつり・家族会・野外レクリエーション・毎月行う季節イベント・緑寿荘セミナー等

- ③ 設備・修繕等
- ④ 職員研修の実施
- ⑤ 建物更新引当資産及び建物設備維持引当資産の管理

### 3 地域包括支援センター会計

- ① 包括的支援事業
- ② 介護予防支援業務
- ③ 職員研修の実施

### 4 居宅介護支援事業所会計

- ① 介護保険制度の相談等
- ② 介護（介護予防）サービス計画の実施
- ③ 受託契約の履行（介護保険認定調査の実施等）
- ④ 職員研修の実施